

一般社団法人 熊本県サッカー協会審判員会 規程

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人熊本県サッカー協会（以下、「本協会」という。）の専門員会として、一般社団法人熊本県サッカー協会審判委員会（以下、「本委員会」という。）と称する。

(所在)

第2条 本委員会の所在は、本協会内に置く。

(目的)

第3条 本委員会は、本協会の規約に基づき、サッカー、フットサル、ビーチサッカー競技（以下、「サッカー競技等」という。）の健全な発展のため、競技規則に関する事、審判技術の向上に関する事、審判員並びに審判インストラクター（以下、「審判員等」という。）の登録、派遣、育成及び資質の向上に関する事、その他審判員等に関する事項を処理することを目的とする。

(事業)

第4条 本委員会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本協会が主催、主管及び後援する大会等への審判員等の派遣。
- (2) 各種審判員等の講習会並びに研修会の開催。
- (3) 3・4級審判員、3級インストラクターの認定及び登録。
- (4) 競技規則の普及及び審判活動全般の調査、研究。

(組織)

第5条 本委員会は、次の委員で構成する。

- (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 2名
 - (3) 各部長 若干名
 - (4) 本協会各種別委員会から選出された者
 - (5) 審判に関する経験又は知識を有する者の中から、本委員会が推薦する者
 - (6) その他委員長が特に必要と認めた者
 - (7) 監査役 1名
- 2 委員長は、本委員会が推薦したものを本協会理事会の議を経て、本協会長が委嘱する。
 - 3 副委員長、各部長及び第1項第4号から第7号までに掲げる者（以下、「各部長等」という。）は、本委員会が推薦したものを委員長が委嘱する。
 - 4 委員長は、本委員会を代表し、会務を総括する。
 - 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
 - 6 監査役は、本委員会の会計業務を監査する。

(各専門部)

第6条 本委員会に第4条に規定する事業を実施するため次の専門部を置く。

- (1) 競技部
- (2) 強化育成部
- (3) 指導者部
- (4) 女子部
- (5) フットサル部
- (6) 総務部

2 前項に規定する各部に副部長及び部員を置くことができる。

3 第1項に規定する専門部の所掌事項は、本委員会の議を経て別に定める。

(任期)

第7条 委員長、副委員長、各部長等の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、再任により同一職に就く場合は、本協会役員等選出要項第12条の規定を準用し、5期10年までを限度とする。なお、任期の始期は、本協会の規定に定める任期に合わせるものとする。

2 前項の規定関わらず、事情により任期途中で辞任した場合の後任の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 本委員会は、偶数月に定例委員会を開催するものとする。ただし、委員長又は委員が必要と認めたときは特別に委員会を開催することができる。

2 定例委員会に出席する委員は、第5条に規定する委員の中から委員長が招集し、その議長となる。

3 専門部は、必要に応じて部会を開催することができる。

(雑則)

第9条 本規程に規定されていない事項が発生した場合は、その都度本委員会において審議し、決定する。

2 本規程の改正については、本委員会において審議し、議決した場合に限るものとする。

付 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

一般社団法人 熊本県サッカー協会審判員会 専門部所掌事項

(1) 競技部

- ① (一社)熊本県サッカー協会が主催、主管、後援等する競技会への審判員の派遣に関する事。
- ② (公財)日本サッカー協会及び(一社)九州サッカー協会から依頼された競技会への審判員の派遣に関する事。
- ③ その他の団体等から本県協会へ依頼された審判員の派遣に関する事。

(2) 強化育成部

- ① 県内審判員の強化、育成及び強化育成に関わる研修会の開催。
- ② (一社)九州サッカー協会等が主催する強化研修会等に参加するサッカー審判員の強化及び選考に関する事。
- ③ サッカー2級審判員の更新講習会の開催に関する事。
- ④ トレセン third の企画立案及び運営実施。

(3) 指導者部

- ① 審判インストラクター(アセッサー含む)の資格認定、育成及び資格更新に関する事。
- ② 審判インストラクターの各競技会及び研修会、講習会への講師の派遣。
- ③ サッカー4級審判員認定講習会及び更新講習会に関する事。
- ④ 県内審判員の評価と指導に関する事。
- ⑤ サッカー3級審判員の認定講習会の開催。

(4) 女子部

- ① 女子審判員の育成及び強化に関する事。
- ② 女子審判員の普及に関する事。

(5) フットサル部(ビーチサッカー含む)

- ① フットサル審判員、ビーチサッカー審判員(以下「フットサル審判員等」という。)の資格認定及び強化育成、並びに普及に関する事。
- ② フットサル審判インストラクターの資格認定、育成及び強化に関する事。
- ③ フットサル審判員等の各競技会への派遣に関する事。
- ④ フットサル審判インストラクターの各競技会及び研修会、講習会への派遣に関する事。

(6) 総務部

- ① 本委員会の事業計画及び予算案の作成、金銭の出納、決算の作成、報告に関する事。
- ② 会議の開催、議事録の作成、各種記録の作成。
- ③ 県内審判員及びインストラクターの資格登録並びに管理に関する事。
- ④ (公財)日本サッカー協会、(一社)九州サッカー協会、本県協会及び各種団体等との連絡調整。
- ⑤ 本委員会の広報に関する事。